

■介護職員等処遇改善加算で介護職員の基本給 4.6%上昇 厚労省調査

- ・介護従事者の賃上げのために 2024 年度の介護報酬改定で一本化された「介護職員等処遇改善加算」を取得している施設や事業所では、常勤職員の同年 9 月末時点の平均月額基本給等が前年同期比で 4.6%上昇したことが、厚生労働省の調査で明らかになった。平均給与額は 4.3%アップした。
- ・社会保障審議会・介護事業経営調査委員会が 18 日に開催され、厚労省が調査結果を報告した。それによると、加算を取得する施設・事業所の常勤介護職員 2 万 2,319 人の平均基本給等は 24 年 9 月 30 日現在、25 万 3,810 円で、前年同期比で 1 万 1,130 円 (4.6%)、平均給与額は 33 万 8,200 円で 1 万 3,960 円 (4.3%) それぞれ上昇した。
- ・回答があった 7,045 施設・事業所のうち 95.5%が介護職員等処遇改善加算を 24 年 9 月 30 日時点で取得していた。区分別の取得割合は、加算 I が 45.7%と最も多く、加算 II は 32.2%、加算 III は 11.8%、加算 IV は 2.6%、加算 V は 3.2%。
- ・また、加算を届け出ている 6,721 施設・事業所のうち、加算の全額を 24 年度分の職員の賃金改善に充てたか、充てる予定なのは 80.7%。一方、加算額の一部を 25 年度に繰り越したか、繰り越す予定なのは 14.3%だった。
- ・賃金改善の実施方法を 6,721 施設・事業所に複数回答で聞いたところ、「ベースアップ等により対応」(59.8%) が約 6 割を占めた。以下は「定期昇給」(43.6%)、「賞与などの引き上げ、または新設」(33.1%)、「既存の各種手当の引き上げ」(24.2%) などの順。
- ・7,286 施設・事業所による給与などの引き上げ (予定も含む) の対象者は (複数回答)、「職員全員」(58.2%) が最も多かった。次いで、「何らかの要件に該当した調査対象サービスの介護従事者」(15.6%) や「調査対象サービスの介護従事者全員」(14.1%) などが続いた。
- ・介護職員以外に加算を配分した職員の範囲では (複数回答)、看護職員 (51.9%) や生活相談員・支援相談員 (50.8%) が半数を超え、事務職員 (37.9%) や PT・OT・ST・機能訓練指導員 (34.3%)、介護支援専門員 (32.8%) も 3 割を超えた。
- ・この日の調査委員会では、「全体的に賃金が上がっているのはよい傾向だ」「あらゆる職種

に加算の恩恵がようやく浸透しつつある」などという意見があった。

- ・調査は、介護従事者の処遇の状況や加算の見直しの影響などを評価するため、厚労省が24年10月に実施。全国の8,180施設・事業所から回答を得た。今回の結果を27年度に予定されている介護報酬改定のための基礎資料とする。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第41回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会資料

令和7年3月18日（火）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_53777.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_53777.html)